

福岡県公報

平成20年1月23日
第 2 7 7 6 号

目 次

告 示 (第87号 - 第105号)

| | | |
|-----------------------------------|------------|---------|
| 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更 | (漁 政 課) | 1 |
| 公有水面埋立ての免許 | (漁 港 課) | 4 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (出納事務局出納総務課) | | 6 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| 土地改良事業の変更の協議の適否決定 | (農地計画課) | 7 |
| 大規模小売店舗の新設の届出 | (商業・地域経済課) | 7 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |
| 都市計画事業の認可 | (公園街路課) | 8 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (公園街路課) | 8 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) | 9 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 9 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | 9 |
| 生活保護法に基づく介護機関の指定 | (監査保護課) |10 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 | (監査保護課) |11 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (監査保護課) |11 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) |11 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) |12 |
| 公共測量の終了 | (土木管理課) |12 |
| 公共測量の実施 | (土木管理課) |12 |

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

| | | |
|--------------------------------|-----------|---------|
| | (廃棄物対策課) |12 |
| 平成19年度種苗生産事業者講習会の開催 | (緑化推進課) |13 |
| 福岡県漁業調整規則の規定に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁 政 課) |14 |
| 福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) |14 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) |14 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) |16 |
| 一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) |19 |
| 公安委員会 | | |
| 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部警務課) |21 |

告 示

福岡県告示第87号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、平成19年12月28日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成19年1月福岡県告示第157号)の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、平成17年の漁業総生産量は8万9千トン(全国19位)、漁業総生産量は約323億円の漁獲実績をあげている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。
このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影

響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や関門海峡から外海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体として多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位または悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために必要な措置を内容とする資源回復計画を作成し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導または採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績及び資源回復計画の作成状況の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進とする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源ごとの平成19年の知事管理量は次表のとおりである。

| 平成19年 | | |
|-------------|-----------------|---------|
| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 数量 |
| まあじ | 平成19年1月～12月 | 4,000トン |
| まいわし | 平成19年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成19年7月～平成20年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成19年1月～12月 | 若干 |

- (2) 第1種特定海洋生物資源ごとの平成20年の知事管理量は次表のとおりである。

| 平成20年 | | |
|-------------|-----------------|---------|
| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 数量 |
| まあじ | 平成20年1月～12月 | 4,000トン |
| まいわし | 平成20年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成20年7月～平成21年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成20年1月～12月 | 若干 |

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成19年及び平成20年の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類につ

いては、数量を明示しないこととする。

| 平成19年 | | |
|-------------|---------|---------|
| 第1種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 数量 |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 4,000トン |
| | 敷網漁業 | 若干 |
| 平成20年 | | |
| 第1種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 数量 |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 3,900トン |
| | 敷網漁業 | 若干 |

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとし、漁獲実績が4,000トン以下となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成19年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|--------------------------------|------|--------------------------|-----------|
| さわら | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成19年9月1日から平成19年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成19年1月1日から平成19年2月10日まで | 2,130 |

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

(2) 平成20年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|--------------------------------|------|--------------------------|-----------|
| さわら | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成20年9月1日から平成20年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成20年1月1日から平成20年2月10日まで | 2,130 |

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をい

う。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

(1) 平成19年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|-------------------------------------|-----|--------------------------|---------------|
| さわら | さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業 | 豊前海 | 平成19年9月1日から平成19年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種えびこぎ網漁業及び第3種けた網漁業 | 周防灘 | 平成19年1月1日から平成19年2月10日まで | 2,130 |

(2) 平成20年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|-------------------------------------|-----|--------------------------|---------------|
| さわら | さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業 | 豊前海 | 平成20年9月1日から平成20年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種えびこぎ網漁業及び第3種けた網漁業 | 周防灘 | 平成20年1月1日から平成20年2月10日まで | 2,130 |

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」の着実な実施を本県として推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

【まこがれい】

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、国が作成した「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

福岡県告示第88号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 免許を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

福岡市中央区白金2丁目14番6号

2 埋立区域

(1) 位置

ア 2 - 2 区域

遠賀郡岡垣町大字原字大松1185番地及び大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

イ 3 区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

ウ 4 区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

エ 5 区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

(2) 区域

ア 2 - 2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から334度00分23秒、1,140.07メートルの地点

の地点 の地点から46度54分21秒、0.25メートルの地点

の地点 の地点から334度59分18秒、5.05メートルの地点

の地点 の地点から340度35分59秒、3.70メートルの地点

の地点 の地点から340度38分11秒、20.11メートルの地点

の地点 の地点から336度12分50秒、0.41メートルの地点

イ 3 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 波津基準点から333度53分16秒、1,082.84メートルの地点

の地点 の地点から326度17分02秒、1.65メートルの地点

の地点 の地点から323度43分39秒、11.33メートルの地点

の地点 の地点から323度41分16秒、4.34メートルの地点

ウ 4 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と㉑の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 波津基準点から339度51分50秒、913.42メートルの地点

の地点 の地点から288度28分33秒、5.64メートルの地点

㉑の地点 の地点から293度33分09秒、9.35メートルの地点

エ 5 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉒と㉓の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

㉒の地点 波津基準点から340度36分46秒、902.90メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から296度27分31秒、9.16メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から299度48分49秒、19.40メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から304度48分13秒、19.76メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から307度40分16秒、10.53メートルの地点

(3) 面積

74.17㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

遠賀郡岡垣町大字原字大松920番地、1185番地、大字波津字向鼻1750番地及び2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

(2) 区域

次の各地連を順次に結んだ線及び㉗の㉘の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉗の地点 波津基準点から333度24分35秒、1,136.49メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から340度31分43秒、21.72メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から336度51分50秒、17.93メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から328度16分12秒、17.91メートルの地点

- ①の地点 ⑤の地点から323度40分07秒、85.37メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から317度31分30秒、21.24メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から304度54分09秒、21.26メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から292度16分47秒、21.27メートルの地点
 ⑥の地点 ④の地点から279度39分26秒、21.28メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から275度49分04秒、13.93メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から281度40分02秒、18.02メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から281度14分07秒、27.46メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から297度37分58秒、26.79メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から305度08分21秒、22.73メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から308度05分18秒、10.99メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から218度05分18秒、22.66メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から128度05分18秒、10.99メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から125度19分39秒、23.81メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から118度59分40秒、30.75メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から110度17分42秒、31.65メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から103度13分30秒、20.85メートルの地点
 ㉑の地点 ⑱の地点から97度30分51秒、16.17メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から99度31分24秒、15.83メートルの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から112度08分43秒、15.83メートルの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から124度46分03秒、15.83メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から137度16分38秒、15.83メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から142度43分01秒、54.05メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から144度31分40秒、31.34メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から148度20分14秒、14.03メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から157度27分53秒、14.03メートルの地点
 ㊱の地点 ㉙の地点から161度15分58秒、21.93メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から152度20分24秒、10.67メートルの地点

(3) 面積

8,270.41㎡

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許の年月日

平成20年1月7日

福岡県告示第89号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|-----------|---------------------------------|---|-------------|
| 62 | 福岡市中央区舞鶴2丁目2番3号 社団法人福岡県貸金業協会 | 福岡市中央区舞鶴2丁目2番3号 社団法人福岡県貸金業協会福岡支部外3箇所 | 平成19年12月18日 |

福岡県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|--------|-------------------------------------|
| 柳川 | 大牟田川副線 | 大川市大字一木589番1先から 同市大字大野島2871番1先まで |

福岡県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成19年12月25日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

| 市町村名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------|-------------------------------|------------------------------|--------|
| 久留米市 | 荒木地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 平成20年1月23日から 平成20年2月21日まで | 久留米市役所 |

福岡県告示第92号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年1月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434 - 1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|------------|-----------------|
| イオンモール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|-----------|--------------------|
| イオン九州株式会社 | 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 |
| その他未定 | |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年9月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

45,000㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数（台） |
|--------------------|---------|
| 筑紫野市大字立明寺434 - 1 外 | 3,450 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数（台） |
|--------------------|---------|
| 筑紫野市大字立明寺434 - 1 外 | 622 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|------------|
| 筑紫野市大字立明寺434 - 1 外 | 537 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量（立方メートル） |
|--------------------|------------|
| 筑紫野市大字立明寺434 - 1 外 | 330.77 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|------|-------|
| イオン九州株式会社 | 午前9時 | 午後12時 |
| その他未定 | 午前9時 | 午後11時 |

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
(ただし、駐車場 6は、午前8時30分から午後10時00分まで)
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
9ヶ所 筑紫野市大字立明寺434 - 1 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷捌き施設 1 24時間
荷捌き施設 2 午前6時～午後10時
荷捌き施設 3 午前6時～午後10時

福岡県告示第93号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町若久町3丁目4 - 47、4 - 69から4 - 85まで（第二工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町若久町3丁目2番地の5
東不動産 代表者 東本 彦浩

福岡県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 施行者の名称
福岡市
- 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・4・57号 屋形原須玖線
- 事業施行期間
平成20年1月23日から平成26年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
福岡市南区老司4丁目及び老司5丁目、警弥郷2丁目及び警弥郷3丁目並びに筑紫郡那珂川町片縄北4丁目及び片縄東1丁目地内
 - 使用の部分
福岡市南区老司4丁目及び警弥郷3丁目並びに筑紫郡那珂川町片縄北4丁目及び片縄東1丁目地内

福岡県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年12月福岡県告示第2454号福岡都市計画公園事業4・4・5号生松台中央公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 事業施行期間
平成15年1月27日から平成22年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成18年12月福岡県告示第2454号の事業地のうち福岡市西区生松台3丁目地内において事業地を変更する。
 - 使用の部分

なし

福岡県告示第96号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エスペランサ

(2) 代表者の氏名

馬場 菊代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市甘木2147番地の3（E - 251）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ギニアビサウ共和国の人々の貧困撲滅のため、ギニアビサウ共和国の人々の生計維持に必要な技能取得支援及び青少年の健全育成並びにこれらに係る普及啓発活動事業を行うと共に日本とギニアビサウ共和国の交流に努めて両国の共生に資することを目的とする。

福岡県告示第97号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人マリゾンビーチスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

森 重隆

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道浜2丁目902番地1地先

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民を中心に、次世代を担う子供たちと子供たちが育つ地域社会に焦点を当て、素足で楽しめるビーチを日常の健康づくりの場として活用し、ビーチスポーツ競技の普及を通し、ビーチスポーツを生涯スポーツとして、市民の交流の場としての「海里つくり」を提唱し、社会教育の推進、子供の健全育成、地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

福岡県告示第98号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人成年後見制度市民後見人養成・活動支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

久富 シゲ

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区今泉2丁目4番24号ヴェルドミール今泉905

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行い、もって、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|-------|----------------------|---------------------|---------|--------|
| 粕介歯23 | のぞみ歯科空港東 | 糟屋郡志免町大字別府字池尻501-13 | 19・9・1 | 居管・予居管 |
| う居27 | アップルハート訪問看護ステーション田主丸 | うきは市浮羽町東隈上322-37 | 19・12・1 | 訪看・予訪看 |
| 大居162 | 株式会社ケアステーションメルシィ | 大牟田市小浜町191-9 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 大居163 | ヘルパーステーションブルーム | 大牟田市大字歴木926-2 | 19・11・1 | 訪介・予訪介 |
| 久居291 | ヘルパーステーションしんらい | 久留米市合川町1541-1 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 久支79 | ケアプランサービスしんらい | 久留米市合川町1541-1 | 19・12・1 | 居支 |
| 久支80 | 居宅介護支援事業所ほほえみの郷 | 久留米市白山町210-1 | 20・1・1 | 居支 |
| 久居292 | 訪問介護事業所ほほえみの郷 | 久留米市白山町210-1 | 20・1・1 | 訪介・予訪介 |

| | | | | |
|-------|----------------------|------------------------------|---------|--------|
| 直居79 | デイサービス陽だまり | 直方市日吉町13-24 | 19・12・1 | 通介・予通介 |
| 直居80 | アップルハート筑豊ケアセンター | 直方市津田町4-15 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 直支32 | アップルハートちくほうケアプランセンター | 直方市日吉町1-15 | 19・12・1 | 居支 |
| 直居81 | アップルハート筑豊訪問入浴センター | 直方市大字頓野1338-9中川ビル2F | 19・12・1 | 訪入・予訪入 |
| 柳居44 | アップルハート柳川立花ケアセンター | 柳川市三橋町久未128-1諸藤ウエストテナントC-102 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 柳支23 | アップルハート柳川立花ケアセンター | 柳川市三橋町久未128-1諸藤ウエストテナントC-102 | 19・12・1 | 居支 |
| 嘉麻居75 | アップルハート稲築東ケアセンター | 嘉麻市漆生899-5 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 小居25 | 福寿荘デイサービス | 小都市津古488-12 | 19・12・1 | 通介・予通介 |
| 小支10 | アップルハート小郡ケアセンター | 小都市祇園2丁目2-7 | 19・12・1 | 居支 |
| 大野支18 | 医療法人金山医院 | 大野城市大池2丁目22-6 | 19・12・1 | 居支 |
| 大野居37 | アップルハート大野城ケアセンター | 大野城市中央2丁目14-3メゾン三和102 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 大野居38 | アップルハート太宰府訪問入浴センター | 大野城市中央2丁目14-3メゾン三和102 | 19・12・1 | 訪入・予訪入 |
| 大野支17 | アップルハート大野城ケアセンター | 大野城市中央2丁目14-3メゾン三和102 | 19・12・1 | 居支 |
| 前居40 | 井上病院通所リハビリテーションいきいき | 前原市大字波多江696 | 20・1・1 | 通り・予通り |

| | | | | |
|-------|--------------------|----------------------|---------|--------|
| 粕居63 | 緑の里ショートステイKizuna | 糟屋郡粕屋町大字酒殿526 - 1 | 19・12・1 | 短生・予短生 |
| 粕居64 | ヘルパーステーションわんだふる | 糟屋郡粕屋町大字長者原314 - 3 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| う居28 | アップルハートたぬしまるケアセンター | うきは市浮羽町東隈上322 - 37 | 19・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 久居293 | 小規模多機能居宅事業桜花台園 | 久留米市高良内町字丸深田3919 - 7 | 20・1・1 | 小居・予小居 |
| 飯居225 | アップルハートのやわらぎ飯塚菰田 | 飯塚市菰田70 - 1 | 19・12・1 | 小居・予小居 |
| 飯居101 | 介護サービスひだまり | 飯塚市伊川792 - 1 | 19・10・1 | 訪介・予訪介 |

福岡県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------|----------------|-----------------|----------------|---------|
| 飯居75 | ヘルパーステーションかがやき | 飯塚市新飯塚24 - 25 | 飯塚市横田669 - 7 | 19・12・1 |
| 宮居35 | ことぶきヘルパーステーション | 宮若市磯光1827 - 220 | 宮若市磯光1713 - 45 | 19・12・1 |
| 宮居36 | ことぶきデイサービスセンター | 宮若市磯光1573 - 2 | 宮若市磯光1713 - 45 | 19・12・1 |

福岡県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|----------------------|-----------------------|----------|
| 京介26 | 木村医院 | 京都郡苅田町大字鋤崎494 - 1 | 19・12・31 |
| 粕介歯16 | セントラル歯科 | 糟屋郡志免町志免中央2丁目4 - 6 | 19・12・31 |
| 北介歯217 | 医療法人つくしの会はせがわ歯科医院 | 糟屋郡志免町田富3丁目1 - 3 | 19・11・30 |
| 田川居159 | 「しらゆり」ヘルパーサービスステーション | 田川郡大任町大字今任原3401 - 116 | 19・10・31 |
| 田川支33 | 有限会社陽明ケアプランセンター | 田川郡福智町伊方4448 - 10 | 19・9・30 |

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|
|--------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|---|--|-------------------|-------|
| 久留米 | 県道 | 八香女春線 | 前 | うきは市浮羽町高見1008番1先から 同市浮羽町古川1071番2先まで | 6.2 ~ 9.7 | 562.4 |
| | | | 後 | 同上 | 6.2 ~ 9.7 | |
| | | | 後 | 同上 | 8.0 ~ 78.0 | 562.0 |
| 朝倉 | 一般道 | 500号 | 前 | 朝倉市江川2072番1先から 同市上秋月47番2先まで | 10.0 ~ 47.0 | 915.0 |
| | | | 後 | 同上 | 10.0 ~ 47.0 | |

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 久留米 | 久留米柳川線 | 久留米市大善寺町1086番5先から 同市大善寺町1417番5先まで |
| 朝倉 | 500号 | 朝倉市江川2072番1先から 同市江川2053番1先まで |

福岡県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量・1級水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|---------------|-----------|
| 北九州市八幡東区茶屋町地内 | 平成20年1月7日 |

福岡県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（平成19年度地盤沈下観測調査一級水準測量事業）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間 |
|---------------------------|------------------------------|
| 柳川市、大牟田市、大川市、筑後市、みやま市、大木町 | 平成20年1月11日から 平成20年3月14日まで |

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のと

おり公表する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社日建開発

(2) 所在地

京都府みやこ町勝山箕田87番地

(3) 代表者

代表取締役 宮崎 裕夫

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年12月20日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成19年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習会の日時及び場所

| 日 | 時 | 場 | 所 |
|---|---|---|---|
| | | | |

平成20年2月19日（火曜日）
午前10時～午後5時

久留米市山本町豊田1438番2号
福岡県森林林業技術センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

| 講 習 科 目 | 講 習 時 間 |
|-----------------|-----------|
| 種苗に関する法令 | 午前10時～正午 |
| 種苗の産地及び系統に関する事項 | 午後1時～午後3時 |
| 種苗の生産技術に関する事項 | 午後3時～午後5時 |

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書（用紙は、福岡県水産林務部緑化推進課又は県の各農林事務所で作成する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問い合わせ先

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|------------------|---------------------|------------------|
| 福岡県水産林務部緑化推進課造林係 | 福岡市博多区東公園7番7号 | 092 - 643 - 3549 |
| 福岡農林事務所林務課 | 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 | 092 - 735 - 6137 |
| 朝倉農林事務所林務課 | 朝倉市甘木2014番地の1 | 0942 - 22 - 2731 |
| 八幡農林事務所林務課 | 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 | 093 - 601 - 5567 |
| 飯塚農林事務所林務課 | 飯塚市新立岩8番1号 | 0948 - 23 - 4146 |
| 筑後農林事務所林務課 | 筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1 | 0942 - 52 - 5188 |
| 行橋農林事務所林務課 | 行橋市中央1丁目2番1号 | 0930 - 23 - 0387 |

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
 (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第49条第1項又は第51条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成20年1月31日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7 - 7福岡県庁北棟7階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092 - 643 - 3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812 - 8577（福岡県庁）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第200回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成20年2月19日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13 - 55

博多サンヒルズホテル 瑞雲の間A

3 予定議案

- (1) 大規模集客施設の立地に係る都市計画変更案に対する評価ガイドラインについて
 (2) 福岡都市計画都市高速鉄道の変更（福岡県決定）について
 (3) 大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
 (4) 大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
 (5) 大牟田都市計画臨港地区の決定（福岡県決定）について
 (6) 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
 (7) 苅田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となる可能性がある。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
 警棒 1,525本
 けん銃つりひも 1,525本
 (2) 調達物品の特質等
 入札説明書による。
 (3) 納入期限
 契約締結日から平成20年3月10日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年2月4日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|---------|------------------------------|
| 12 | 06 | 雑類（その他） | AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること） |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年1月23日（水）から平成20年2月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年2月4日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局の指定する場所

(2) 日時

平成20年2月5日（火）午後1時30分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
会議用テーブル 149脚
スタッキングチェア 599脚
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年3月31日（月）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年2月1日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|--------|-------|
| 01 | 01 | 文具 | A A、A |
| 01 | 02 | 事務機器 | |
| 02 | 01 | スチール家具 | |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年1月23日（水）から平成20年2月1日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年1月23日（水）から平成20年2月1日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年2月6日(水)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地階入札室

(2) 日時

平成20年2月7日(木)午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

女性職員用事務服（長袖） 78着

女性職員用事務服（半袖） 868着

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年1月30日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|-----|-------|
| 11 | 01 | 繊維 | A A、A |

| | | | |
|----|----|----|--|
| 12 | 01 | 百貨 | |
|----|----|----|--|

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 - (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
 - (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
 - (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
 - (6) 納入する物品に必要なとする生地の手供給を受けられること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 - (9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 - イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
 - (2) 提出場所
4の部局とする。
 - (3) 提出期間

平成20年1月23日（水）から平成20年1月30日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年1月23日（水）から平成20年1月30日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年2月5日（火）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成20年2月6日（水）午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年1月23日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県東警察署の部中

「

| | |
|-------|-----------------|
| 大学前交番 | 福岡市東区箱崎3丁目7番20号 |
|-------|-----------------|

」を

「

| | |
|--------|-----------------|
| 箱崎駅東交番 | 福岡市東区筥松2丁目16番8号 |
|--------|-----------------|

」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月25日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています